税理士は職務上知り得た秘密を守る義務があります。安心してご相談ください。

もの忘れがひどくなり、財産管理ができなくなってきたが…

知的障がいを持つ子供がいる私も高齢になり不安だ…

将来、認知症になったらと不安だ。今出来ることはなんだろう?

自分のこと、家族のこと、考えてみませんか。

税理士による 成年後見 相続税・贈与税 無料相談会

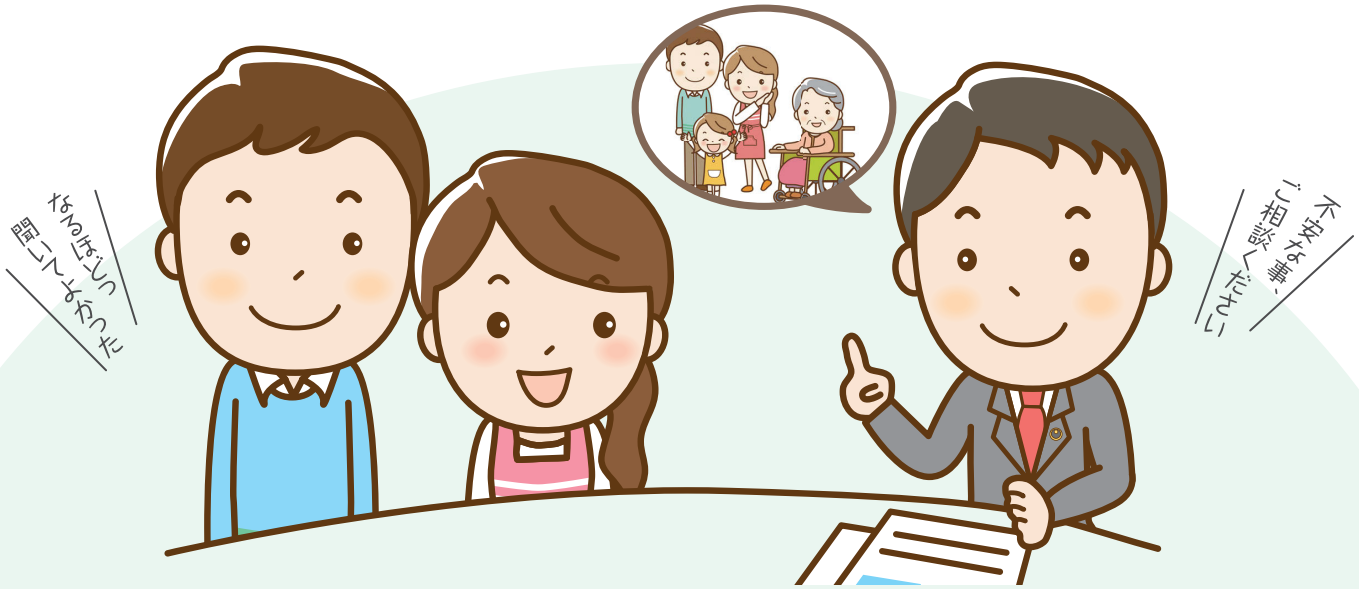

日時 令和4年10月1日(土)

午前10時～午後3時45分 ※受付は午後3時15分まで

会場 長崎県勤労福祉会館

長崎市桜町9-6

事前予約制

TEL092-433-2366

↑上記までお電話にてご予約ください↑

※個別の具体的なご相談には対応できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

※コロナウイルスの感染拡大状況によっては、電話相談になる場合もございます。

あなたの暮らしのそばにいる
九州北部税理士会
成年後見支援センター
TEL092-433-2366
〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1丁目13-21
詳しくはホームページをご覧ください。
九州北部税理士会 検索

成年後見制度のしくみ

©税理士会広報キャラクター
「にちぜいくん」

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方々を支援(身上監護)し、貴重な財産の保全と管理を行う制度のことです(財産管理)。
成年後見制度は大きく分けると、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つがあります。
さらに**法定後見制度**においては、**家庭裁判所**によって選ばれた**成年後見人**など(成年後見人・保佐人・補助人)が、**ご本人の利益を考えながら**、その代理として契約などの法律行為を行い、**ご本人を支援する**制度です。

対象となる方の判断能力の状態

- **後見**……判断能力が欠けているのが通常の状態の方
- **保佐**……判断能力が著しく不十分な方
- **補助**……判断能力が不十分な方

こんなときあなたはどうしますか?

Q 知的障がいを持つ子供がいる私も高齢になり不安だ

Aさんには知的障がいを持つ子どもがいて、現在はAさんが面倒を見ています。しかし高齢になり自分自身にも不安を感じてきているこの頃、今後どのように息子を見守っていけばよいのか、そして自分の死後どのようにすればよいのか心配でなりません。

A 成年後見、遺言、信託などの検討を

成年後見制度の利用や、遺言そして信託による財産の管理など、いろいろな方法が考えられます。一度じっくり専門家の相談を受けてみることをお勧めします。

Q 認知症の母のアパートを売却して施設への入所費用に充てたいのだが

認知症の母は、最近浴室で転倒して骨折してから動けなくなってしまいました。家族の世話では日常生活は難しいので、親族は施設入所を検討しています。そのために貸しているアパートを売却して資金を調達したいのですが、どのようにすればよいのでしょうか?

A 成年後見のケースに該当すると思われます

お母様の親族の方が家庭裁判所へ成年後見の開始を申し立てることをお勧めします。成年後見人が選任されれば、すべての財産的法律行為の代理ができ、お母様の生活を守るためアパートの売却が可能となります。

常設無料相談会を開催しています。

成年後見支援センター

相談日 毎月8のつく日(土・日・祝日を除く)
時 間 13:00~16:00 ※ご相談はお一人様30分を目途とさせていただきます。
会 場 九州北部税理士会館
事前予約制⇒092-433-2366

成年後見支援センター 長崎相談室

相談日 毎月第一木曜日 ※祝日にあたる場合は変更されますのでご確認ください。
時 間 13:00~16:00 ※ご相談はお一人様30分を目途とさせていただきます。
会 場 長崎税理士会館
事前予約制⇒092-433-2366